

# 県保有情報漏えい指摘に係る刑事告発に関する不起訴処分

## 1 報告内容

県保有情報漏えいの指摘に係る第三者調査委員会報告書を踏まえて、県が告発をしていた標記の件について、令和8年2月13日付けで神戸地方検察庁に書類送検されていたところ、令和8年3月27日付けで、神戸地方検察庁より以下のとおり「**不起訴（嫌疑不十分）**」とした旨、連絡がありましたので、ご報告します。

- |   |      |                        |
|---|------|------------------------|
| 1 | 被疑事件 | 地方公務員法違反（守秘義務違反）       |
| 2 | 行為者  | 兵庫県職員（本庁 一般職員）         |
| 3 | 処分内容 | 不起訴処分（嫌疑不十分） 令和8年3月27日 |
| 4 | 理由   | 職務上知り得たという要件につき証拠が不十分  |

## 2 経緯

- R7.1.7 「県保有情報漏えいの指摘に係る調査に関する第三者調査委員会」を設置
- R7.3.31 委員等から調査報告書を受領
- R7.5.13 被疑者不詳、守秘義務違反の疑いで県警に刑事告発、調査報告書公表版を公表
- R8.2.13 県警が神戸地方検察庁へ送検
- R8.3.27 神戸地方検察庁が不起訴処分**

## 3 参考

### 【第三者調査委員会】

#### 1 設置目的

ネットでの動画配信、報道等において、外部へ漏えいした可能性が指摘される県保有情報が複数存在すること等に鑑み、公平かつ中立な観点から、専門的な知見を持つ第三者調査委員会による客観的な調査等を実施するため設置。

#### 2 調査内容

第一段階：①ネット情報と県保有情報の同一性、②情報持出しの公益通報者保護法による保護対象該当性の確認

第二段階：①漏えい経路等、②漏えいの原因等の調査 ※第一段階で①同一、②保護対象外の場合のみ実施

#### 3 結論

- ①「県保有情報」と「ネット上の情報」は同一の可能性が高いこと
- ② 漏えいが公益通報に該当しないこと
- ③ 漏えいさせた者は不明

### 【調査結果を踏まえた県の対応】

- ・ 地方公務員法上の守秘義務違反の疑いがあるとして、被疑者不明で県警に刑事告発。
- ・ 調査報告書の内容を踏まえ、情報セキュリティ対策等を推進